

池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

現在、市内に4か所の地域包括支援センター（以下「センター」という。）が設置されているが、高齢者人口の増加および圏域間の高齢者人口の乖離を是正するため、現状の4圏域から5圏域に変更し、各圏域にてセンターを設置、運営する事業者を公募するもの。

なお、本選定はあくまで「受託候補者」を選定するものであり、契約行為ではない。本選定は、令和5年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続であり、市議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない可能性があるため、留意すること。

2 業務の概要

(1) 業務名

池田市地域包括支援センター業務および池田市認知症初期集中支援推進業務

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで6年間で予定し、契約は単年度ごとに締結するものとする。ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しないと認められる場合など、センターの運営に著しい支障が生じる恐れがあるときには、契約期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

なお、契約を解除した場合でも、次の受託事業者が円滑かつ支障なく業務を引き継ぎ、市民サービスの低下を招かないよう必要な措置をとる必要がある。

(3) 業務内容

別紙「池田市地域包括支援センター業務委託仕様書」および「池田市認知症初期集中支援推進業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 募集圏域

No	担当地区	担当町名	最低配置職員数	65歳以上人口 ()内は75歳以上 ※R3.12.31現在
①	細河、伏尾台、秦野	伏尾町、吉田町、東山町、中川原町、古江町、木部町、伏尾台、渋谷、畑	4名	6,482人 (3,380人)
②	池田、五月丘	新町、綾羽、栄本町、城山町、菅原町、上池田、建石町、城南、大和町、槻木町、栄町、西本町、五月丘	4名	4,778人 (2,588人)
③	石橋、緑丘	石橋2丁目、旭丘、井口堂、鉢塚、緑丘	4名	5,800人 (3,211人)

④	北豊島、石橋南	天神、住吉、豊島北、豊島南、荘園、 八王寺2丁目、石橋1・3・4丁目、 空港	4名	5,433人 (2,944人)
⑤	呉服、神田	室町、桃園、姫室町、呉服町、満寿美町、 宇保町、八王寺1丁目、神田、 ダイハツ町	4名	5,603人 (3,087人)

3 契約方法及び見積上限額

- (1) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (2) 見積上限額 以下のとおり（消費税及び地方消費税含む）
- ① 25,631,000円
 - ② 23,756,000円
 - ③ 24,880,000円
 - ④ 24,477,000円
 - ⑤ 24,664,000円

4 設備等

- (1) センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。
- (2) 各日常生活圏域内の地域住民の利便性に配慮した場所に事務所を設置すること。また、バリアフリーに配慮した設備とすること。
- (3) 事務室及び相談室（プライバシーに配慮したもの）を設けること。なお、併設の事業所等がある場合は、センターの事務スペースとは分離すること。また、事務室には受付及び簡易な相談に対応できる受付カウンターを設置すること。
- (4) 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、センター専用のパソコン、電話、プリンター、FAXを設置すること。
- (5) センター専用の電話番号、FAX番号、メールアドレスを取得すること。
- (6) センターへの来訪者に配慮し、事務所の所在地がわかるように配慮した案内板を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (7) (3) から(6) の設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。なお、設備に関する費用や、その他設備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の契約についても本市は一切関与しないものとする。

<参考>

既存の情報システムの利用料

初期費用約21万円、月額費用約8万円（リース料込）、年間保守費用約15万円

5 人員配置

センターには、管理者（兼務可）を配置すること。その他の人員配置基準については、「地域支援事業における第1号介護予防支援事業並びに包括的支援事業の実施及び地域包括支援センター設置に関する要綱」のとおり。

6 候補者の選定方法

- (1) 本プロポーザルに参加する意向の申出をし、応募書類の提出のあった事業者について、選定委員会において提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等にて評価し、候補者を選定する。プロポーザル実施に当たり説明会は開催しないこととする。
- (2) 応募が1圏域あたり3事業者を超えた場合は、提出書類によりプレゼンテーション実施者を選択するものとする。

※新たに事務所開設が必要な事業者が受託した場合に限り、令和4年度中の業務引継および事務所開設等費用として上限2,000,000円までの補助を予定。

補助に該当するもの（例）

人件費	令和5年3月までのもの（専従に限る）
土地建物賃借料	地域包括支援センターに関して独立のもの
電子機器類	パソコン、プリンター、電話、FAX等（回線工事費用含む）
設備	机、椅子、パーテーション、書類保管庫、看板等
消耗品	コピー用紙、筆記用具等
その他	制服、訪問用自転車等

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記の要件をすべて満たす法人であって、募集圏域内において、令和5年4月1日からセンター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人とする。

- (1) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (2) 介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続又は再生手続開始の決定がなされていないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結の日までの間において、池田市指名停止措置要綱に基づ

く指名停止措置を受けていないこと。

(6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(7) 国税、地方税を完納し、かつ、証明書が提出できること。

8 欠格事由

応募のあった事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本要領に定める手続を遵守しない場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9 スケジュール

項目	日程
実施要領公開、質問受付開始	令和4年5月16日
質問受付終了	令和4年5月27日
質問回答・応募受付開始	令和4年6月1日
応募締切	令和4年6月15日（消印有効）
選定委員会開催（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年6月30日又は令和4年7月14日
候補者の決定、選定結果通知	令和4年7月29日
開設準備、業務説明、引継ぎ	令和4年10月～令和5年3月31日
運営開始	令和5年4月1日

※スケジュールは諸事情により変更となる場合があります

10 公募要領等の公表

本プロポーザルに関する要領等の資料は、池田市ホームページにおいて公表する。

(1) 公表及び配布資料

①池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

②池田市地域包括支援センター業務委託仕様書

③池田市認知症初期集中支援推進業務委託仕様書

④池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定プロポーザル各種様式

・参加表明書（様式第1号）

・誓約書（様式第2号）

・法人に関する事項（様式第3号）

・地域包括支援センター運営方針・事業計画に関する事項（様式第4号）

・職員配置計画書（様式第5号）

・事務所設置計画書（様式第6号）

・質問書（様式第7号）

- ⑤池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定プロポーザル審査基準
- ⑥池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
- ⑦池田市地域支援事業における第1号介護予防支援事業並びに包括的支援事業の実施及び地域包括支援センター設置に関する要綱
- ⑧池田市地域包括支援センター運営基本方針

1 1 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 「質問書」(様式第7号)
- (2) 提出期間 令和4年5月16日(月)～27日(金)
- (3) 提出先及び提出方法

提出は電子メールによること。

池田市 福祉部 高齢者政策推進室 地域支援課

メールアドレス c-shien@city.ikeda.osaka.jp

- (4) 回答方法

本市のホームページにて回答する。

1 2 応募書類の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類

- ①参加表明書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③法人に関する事項(様式第3号)
- ④地域包括支援センター運営方針・事業計画に関する事項(様式第4号)
- ⑤職員配置計画書(様式第5号)
- ⑥事務所設置計画書(様式第6号)
- ⑦会社の沿革・組織が分かる書類(パンフレット可)
- ⑧地域包括支援センター運営にかかる収支予算見込書(任意様式)
- ⑨見積書(任意様式)
- ⑩決算書(直近2年分)
- ⑪法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3の3)、法人事業税、法人住民税(都道府県民税・市民税)に係る納税証明書

- (2) 書類作成上の注意

- ①仕様書の必要事項を満たすこと。
- ②内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付してよい。ただし、用紙のサイズはA4縦とすること。

- (3) 提出期限 令和4年6月15日(水) 消印有効

(4) 提出先 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市 福祉部 高齢者政策推進室 地域支援課

(5) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)

(6) 提出方法 持参・郵送(簡易書留等記録の残る方法で)

(7) その他

- ①提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ②提出された書類は、返却しない。
- ③提出された書類は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。

1.3 選定委員会

(1) 委託事業者の選定は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会が行う。

- ①実施時間 1事業者当たり10分以内(プレゼンテーション5分以内、質疑応答5分)
- ②出席者 1事業者当たり5名以内
- ③その他 プレゼンテーションでは提出書類をもとに説明することとし、プロジェクター及びスクリーン等の使用は認めない。

(2) 審査基準

別紙「池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定プロポーザル審査基準」のとおり

1.4 選定結果の通知

選定結果は、応募のあったすべての事業者に通知するとともに池田市ホームページで公表する。

1.5 その他

応募に要する一切の費用は、当該事業者の負担とする。

1.6 問い合わせ先

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所2階⑥窓口

池田市 福祉部 高齢者政策推進室 地域支援課

電話番号 072-754-6288